



昭和三〇年(ワ)第二九一四号

原告 下田 隆

被告 困

昭和三十四年十一月十九日

被告指定代理人

越智 信
永井

東京地方裁判所民事第二十四部

御 甲

鑑定の甲出



男 伝 (Seal)

去 務 官

一 鑑定事項

昭和二十年八月六日広島に投下した原子爆弾の使用は、国際法に違反するか。

二 鑑定人

東京都文京区大塚坂下一一四番地

東京大学教授

横田 喜三郎

(電話(94) 五四一〇)

鑑定事項（被告國）

主題

今次大戦において、米軍航空機が広島市及び長崎市の上空に潜入し、原子爆弾を投下し、その炸裂の結果多数人を殺傷せしめたことは国際法（戦争法規）上違法であるかどうか。論点

一 交戦國の害敵手段選択の自由に対する例外としての制限的法規について

二 新發明の兵器使用に対する右制限的法規の効力

三 新兵器たる原子爆弾の使用を違法化するよりの条約法又は慣習法規の存否、特にハーグ陸戦条規第二三条のa項（毒又は毒を施した兵器、b項（不必要な苦痛を与うべき兵

器、投射物、その他の物資）との関係

四 ハীগ陸戦条規第二五条（防守されないう都市村落はいかなる手段によつても砲撃してはならない）及び第二回ハীগ会議（一九〇七年）で採択された「戦時に海軍力によつてなす砲撃に関する条約」の第一条（防守された都市の意義）、第二条（防守されないう港市に存する軍事目標に対する砲撃の許容と、故意によらざる目標以外の損害に対する違法阻却）の原子爆弾攻撃に対する適用について

三 一九二三年ハীগ法律家委員会の採択した空戦法規（空戦の規則、草案）第二四条に規定する、

「地上部隊の作戦行動の直近地域に於ける無差別爆撃の許容（同条四項）それ以外の地域に存する都市村落に対する無差別爆撃の禁止（同条三項）右の地域に存する軍事目標

の爆撃の許容（同条二項）
の条項と本件原子爆弾投下との関係

六 ハーグ陸戦条規第二六項の砲撃予告義務、第二回ハーグ
会議（一九〇七年）で採択された「戦時に海軍力によつて
なす砲撃に関する条約」の第二条（砲撃予告と、軍事上の
必要による予告の省略）と航空機による爆撃との関係
七 もし原子爆弾の使用が戦法規則による制限条項に該当す
るものとしても、広島、長崎の場合において、戦法の理論
（*Errors Relation*）の適用が認められないか

右項と本件は原子爆弾に違つて今更なるもの

去
券
新